

# だれもがいききと暮らせる社会に

「やさしいまちづくり条例」が四月一日より施行

県民だれもが共にいきいきと暮らせるような社会をめざして「熊本県高齢者及び障害者の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例（通称やさしいまちづくり条例）」が三月十六日に公布されました。やさしいまちとはどのようなまちなみなのか。条例の内容はどのようなものか。そして、私たちの生活とどのように関わってくるのかご存知でしょうか。

## ■なぜ“やさしいまちづくり”なのか？

二十世紀初めには、四人に一人が六十五才以上という本格的な高齢社会がやって来ると言われています。年を取ることにより、心身の機能になんらかの障害のある人が増えてきます。一方、私たちのまわりにある役所、駅、デパートなどの公共建築物やバス、電車といった公共交通機関、そして、雇用や教育の場などにおける高齢者や障害者に対する配慮は必ずしも十分ではありません。

## あなたのそばで広がる、やさしいまちづくり

やさしいまちづくり条例は、私たちの生活にどのように関わってくるのでしょうか？七つの規定分野からいくつかの例を取り上げ、条例の考え方を探つてみました。

## ■“やさしいまちづくり条例”とは？



【教育環境の整備】  
〔ボランティア活動の推進〕

〔啓発・広報〕

（ふれあいアンドヘルプ事業）  
元気な高齢者が病弱な高齢者を支援

「車いすの押し方が分からない」、「目の不自由な方にはどんな手助けをしてよいか分からない」など、高齢者や障害者の方たちとどのように接してよいのか分からなのは、これまで高齢者や障害者と接する機会がなかつたからではないでしょうか。分からぬから、つい遠慮をしたり、偏見を持つてしまいます。

ボランティア活動は、高齢者や障害の方たちと接する絶好の機会。障害への理解と接し方を学ぶことができます。また、高齢者や障害者にできるボランティア活動もたくさんあります。社会参加でもあり、生きがいづくりにもなります。



〔福祉に関する学習の推進〕

例えば、教育の一つである学校にスロープや障害者のためのトイレなどがあれば、車いすを使用の人もその学校で学ぶことができます。

ソフト面においては、高齢者や障害者がその特性や意欲に応じた適切な教育が受けられるよう、教育の内容・方法の改善・充実など環境を整備していく必要があります。

情報 제공することにより、県民の理解を深めていきます。

②は、雇用や教育など、高齢者や障害者が受け入れられにくい社会環境における障壁を取り除こうというもの。また現状では、高齢者や障害者（特に視覚や聴覚に障害がある人）には、情報の円滑な利用が困難であったり、お互いのコミュニケーションがうまくいかない場合も多く、事業者が、それらの障壁を除去するために取り組むべき事柄をそれぞれ明らかにしています。

条例は、①「県民及び事業者の意識づくり」、②「社会システム（社会制度）の整備」、③「生活環境の整備」の三本の柱を中心にまとめられました。

①は、高齢者や障害者に対する偏見や先入観など、意識上の障壁を取り除こうというもの。福祉に関する学習やボランティア活動、あるいは

条例は推進協議会の提言を踏まえ、案を作成し、三月十五日に県議会の議決を経て制定、十六日公布、四月一日から施行の運びとなりました。正式名称は「熊本県高齢者及び障害者の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例」。通称“やさしいまちづくり条例”と呼ばれています。

■ソフト、ハード両面にわたる障壁を除去（バリアフリー）

条例は、①「県民及び事業者の意識づくり」、②「社会システム（社会制度）の整備」、③「生活環境の整備」の三本の柱を中心にまとめられました。

①は、高齢者や障害者に対する偏見や先入観など、意識上の障壁を取り除こうというもの。福祉に関する学習やボランティア活動、あるいは

■“やさしいまちづくり”

だれのため？ 県民みんなの“やさしいまちづくり”

だれもがやがて高齢者になります。明日、事故や病気にかかり障害を持つようになるかもしれません。”やさしいまちは、一部の特別な人のためのものではありません。明日の自分のためなのです。